

令和6年度航空機騒音自動測定装置等保守点検及び精密騒音計検定委託業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、航空機騒音自動測定装置及び航空機騒音監視システム（以下「航空機騒音自動測定装置等」という。）について、保守点検等を行い、航空機騒音自動測定装置等の継続的な性能維持及び管理を行うことを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、令和6年度航空機騒音自動測定装置等保守点検及び精密騒音計検定委託業務について適用する。

3 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日

4 履行場所

(1) 保守点検業務

航空機騒音自動測定装置等一覧表（別紙第1）及び航空機騒音自動測定装置位置図（別図第1～別図第5）に記載する場所

(2) 精密騒音計検定業務

航空機騒音自動測定装置等一覧表（別紙第1）及び航空機騒音自動測定装置位置図（別図第1～別図第3）に記載する場所

5 用語の意義

本仕様書で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

監督官 業務の的確かつ円滑な処理を図り、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う者で、発注者が指名する者をいう。

6 業務の内容

(1) 保守点検業務

上記4に設置している航空機騒音自動測定装置等について、別紙第1に示す保守点検回数及び時期において保守点検作業等を実施することとし、日程は監督官と調整するものとする。

ア 保守点検作業

(ア) 航空機騒音自動測定装置については、別紙第3「航空機騒音データ収集装置保守点検基準」に基づき行う。

(イ) 航空機騒音監視システムについては、別紙第4「航空機騒音監視システムの保守点検基準」に基づき行う。

イ 消耗品の交換作業

(ア) 別紙第2に示す消耗品の交換については、保守点検の際に消耗、劣化及び破損の状況を確認したうえで、交換が必要なものについて交換を行うこと。

(イ) 交換が必要かどうか判断に迷う場合は、監督官と協議のうえ、決定する。

(ウ) 交換した消耗品を処分した際は、マニフェストの写し又は交換した消耗品の処分状況が分かるものを監督官へ提出すること。

(エ) 消耗品の交換予定数量は、別紙第2のとおりとし、保守点検の結果に応じて交換

した実績に基づき、精算するものとする。

- (オ) 別紙第2に示す消耗品以外の部品交換等が必要な場合は、当該費用を含め監督官と協議のうえ、変更契約により決定する。

ウ 鋼管柱の交換作業

岩国飛行場周辺

測定局No. 17 (八坂公園)

上記1カ所の航空機騒音自動測定装置に付随する鋼管柱の老朽化に伴い、交換作業を実施し、航空機騒音自動測定装置等の継続的な性能維持及び管理を行うことを目的とする。

- (ア) 交換する柱の規格等は別図第6「鋼管柱交換作業規格概要図」のとおりとする。
なお、基礎及び取り付け部材も含むものとする。(再利用できるものは再利用する。)
- (イ) 既存鋼管柱には航空機騒音自動測定装置が設置してあるため、取り外し後は、再度取り付けを行い、正常に稼働することを確認する。
- (ウ) 作業時期については事前に監督官と協議し、承認を得ること。

エ 臨時点検作業

- (ア) 履行期間中(保守点検作業実施期間を除く)において、測定装置等に不具合等が発生し、監督官から連絡を受けた場合は、直ちに臨時点検を実施する。また、消耗品の交換等が必要な場合は、当該費用等については監督官と協議する。
- (イ) 臨時点検の予定回数は12回(岩国飛行場周辺:2回、美保飛行場周辺:2回、徳島飛行場周辺:2回、島根県西部及び広島県西部地域:2回、高知県中部地域:2回、中国四国防衛局:2回)とし、臨時点検の実績に基づき、精算するものとする。

オ 故障機器の修理作業

- (ア) 履行期間中に測定装置等の故障が生じた場合は、監督官と協議の上、代替機による運用を直ちに行うものとする。
なお、代替機の貸出しに係る費用の起算日は、次号の調査報告書及び工程表の確認を監督官が終えた日とする。
- (イ) 代替機の予定数量は2台(各5ヶ月。既存測定装置と同規格)とし、代替機の運用に応じた実績に基づき、精算するものとする。
- (ウ) 受注者は、故障原因の確認を行い、故障原因に係る調査報告書及び修理作業に係る工程表を監督官に提出し、確認を受けること。
- (エ) 修理作業(修理から再設置までの作業をいう。また、再検定を要する場合は当該検定も含むほか、新品交換による対応も含む。)が必要な場合は、代替機の運用に係るもの以外の費用等について監督官と協議を行い、変更契約により決定する。

(2) 精密騒音計検定業務

ア 岩国飛行場周辺

- (ア) 測定局No. 3 (岩国市立東中学校)
(イ) 測定局No. 6 (千鳥ヶ丘病院)
(ウ) 測定局No. 18 (一文字終末処理場)

イ 美保飛行場周辺

- (ア) 測定局No. 1 (民家)
(イ) 測定局No. 2 (境港市中浜地区学習等供用施設)

ウ 徳島飛行場周辺

(ア) 測定局No. 1 (松茂町立松茂小学校)

エ 上記ア～ウに設置している精密騒音計6台について、それぞれの検定期限までに以下により検定を行うこと。

(ア) 検定は関係法令に基づき実施する。

(イ) 実施に当たり、建築物等に立ち入る場合において、当該建築物等の所有者等の承諾が必要なときは、中国四国防衛局がその承諾を得るものとする。

(ウ) 検定の実施期間中は代替機器により測定調査を継続実施すること。

(エ) 検定期間については事前に監督官と協議し、承認を得ること。

(オ) 業務完了後は検定済証等必要書類を提出すること。

7 提出書類

受注者は、以下の書類について、(1)～(3)を契約締結後、(4)を保守点検完了後、(5)を臨時点検完了後、(6)を航空機騒音自動測定装置等の検定業務完了後、修理作業を実施した場合には、(7)を修理作業の完了後速やかに監督官に提出すること。

(1) 業務実施計画書

(2) 作業員名簿

(3) 障害対応連絡体制表

(4) 保守点検完了報告書

保守点検完了報告書には次の内容を記載するものとする。

ア 保守点検作業の結果(各測定局毎の作業内容、作業員氏名、作業日、時間及び作業時の写真等。)

イ 消耗品の交換作業内容(交換前後の状況を確認できる写真等、消耗品の消耗・劣化の状況、種類、個数及びシリアルナンバー等の記載。)

ウ 鋼管柱の交換作業内容(交換前後の状況を確認できる写真等。)

(5) 臨時点検対応報告書

臨時点検対応報告書は、臨時点検の対応を行った場合に作成するものとし、次の内容を記載するものとする。

ア 臨時点検対応作業内容(当該測定局毎の作業内容、作業員氏名、作業日、時間及び作業時の写真等)

イ 消耗品の交換作業内容(交換前後の状況を確認できる写真等、消耗品の消耗・劣化の状況、種類、個数及びシリアルナンバー等の記載。)

(6) 測定装置の検定業務完了報告書

測定装置の検定業務完了報告書には、各測定局毎の作業内容、作業員氏名、作業日、時間及び作業時の写真等を記載するものとする。

(7) 修理完了報告書

修理完了報告書には、各測定局毎の作業内容、作業員氏名、作業日、時間及び作業時の写真等(修理機器の交換前後の状況が確認できるもの)を記載するものとする。

8 注意事項

本業務を実施する際には、機器、プログラム等に権利(特許権、著作権等)が有る場合は、権利を有する者に使用の許可を得て行うこと。

9 検査

受注者は、本業務が完了した場合は、発注者に業務完了通知書を提出する。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たっては、受注者として当然要求されるべき注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務履行上、当然要求される事項については、受注者の負担において実施する。
- (3) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本業務の履行について、監督官に報告する。
- (4) 受注者は、本業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の承認を得る。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、発注者から貸与された資料については、目的以外には使用せず、履行完了後速やかに返却する。
- (6) 受注者は、本業務の履行において再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得る。
なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (7) 受注者は、本業務の履行において再委託の承認を受けた場合は、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の再委託の相手方の住所・氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を発注者に提出する。
なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (8) 契約関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。
なお、契約関係書類とは、この契約を履行するために作成する書類（電子データを含む）全てとする。

以上

- 添付書類：別紙第1 航空機騒音自動測定装置等一覧表
別紙第2 消耗品交換等予定数量一覧表
別紙第3 航空機騒音データ収集装置保守点検基準
別紙第4 航空機騒音監視システムの保守点検基準
別図第1 岩国飛行場周辺航空機騒音自動測定装置位置図
別図第2 美保飛行場周辺航空機騒音自動測定装置位置図
別図第3 徳島飛行場周辺航空機騒音自動測定装置位置図
別図第4 島根県西部及び広島県西部地域航空機騒音自動測定装置位置図
別図第5 高知県中部地域航空機騒音自動測定装置位置図
別図第6 鋼管柱交換作業規格概要図

航空機騒音自動測定装置等一覧表

1. 航空機騒音自動測定装置

(1) 岩国飛行場周辺

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 バナナ加工所棟	岩国市尾津町5-11-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.2 岩国市みすみクリーンセンター	岩国市三角町3-2-7	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.3 岩国市立東中学校	岩国市三笠町2-1-9	NA-39A	2回	8月・1月	7月	8月	
No.4 岩国市立川下小学校	岩国市車町1-1-43	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.5 民家	岩国市門前町	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.6 千鳥ヶ丘病院	岩国市由宇町千鳥ヶ丘1-1-1	NA-39A	2回	8月・1月	7月	8月	
No.7 阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田1015	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.8 有家排水機場	岩国市由宇町有家	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.9 大竹市総合福祉センター（サントピア大竹）	大竹市西栄2-4-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.10 周防大島町立三浦小学校	周防大島町大字東三浦1106-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.11 和木町宮瀬田4丁目集会所	和木町瀬田4-3-6	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.12 周防大島町立浮島小学校	周防大島町大字浮島205-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.13 岩国市装束供用会館	岩国市装束町4-5-5	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.14 民家	岩国市青木町	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.15 江田島市沖美市民センター	江田島市沖美町畑995	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.16 大元公園	廿日市市宮島町西大西町10	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.17 八坂公園	廿日市市八坂1-12	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.18 一文字終末処理場	岩国市新港町2-7-145	NA-39A	2回	7月・1月	2月	3月	
No.19 周防大島町立久賀小学校	周防大島町大字久賀4807-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.20 宮岬集会所	柳井市神代2129-81	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.21 周防大島町立大島中学校	周防大島町大字西屋代2598	NA-37	2回	7月・1月	—	—	
No.22 周防大島町役場油田出張所	周防大島町大字伊保田1769-6	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.23 和木町宮和木5丁目集会所	和木町和木5-4-19	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.24 岩国市立岩国小学校	岩国市岩国3-1-18	NA-37	1回	7月	—	—	
No.25 周防大島町立安下庄小学校	周防大島町大字西安下庄418	NA-37	1回	7月	—	—	
No.26 岩国市車供用会館	岩国市車町3-3-34	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	

(2) 美保飛行場周辺

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 民家	米子市大篠津町	NA-39A	2回	8月・1月	7月	8月	
No.2 境港市中浜地区学習等供用施設	境港市財ノ木町668	NA-39A	2回	8月・1月	7月	8月	
No.3 松江市八東波入地区学習等供用施設	松江市八東町波入2756-1	NA-39A	2回	8月・1月	—	—	

(3) 徳島飛行場周辺

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 松茂町立松茂小学校	松茂町住吉字住吉開拓187	NA-39A	2回	7月・1月	9月	10月	
No.2 太郎八須東老人憩いの家	北島町太郎八須外開2-158	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	

(4) 島根県西部及び広島県西部地域

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 ビジターセンター	浜田市旭町丸原155-15	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.2 八幡診療所	北広島町西八幡原1453-13	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.3 日和公民館	邑南町日和2525-10	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.4 道川地区振興センター	益田市匹見町道川イ133-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.5 桜江総合センター	江津市桜江町川戸11-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.6 三原まちづくりセンター	川本町大字南佐木236-2	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.7 安芸太田町役場	安芸太田町大字戸河内784-1	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.8 芸北ホリスティックセンター	北広島町荒神原200	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	
No.9 川越地域コミュニティ交流センター	島根県江津市桜江町川越631	NA-39A	1回	1月	—	—	
No.10 芸北小学校	広島県北広島町川小田213-3	NA-39A	1回	1月	—	—	

(5) 高知県中部地域

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 本山町保健福祉センター	長岡郡本山町本山600	NA-39A	2回	7月・1月	—	—	

2. 航空機騒音監視システム

設置場所	住所	測定装置	保守点検		検定対象		備考
			回数	時期	回収	設置	
No.1 中国四国防衛局	広島市中区上八丁堀6-30	—	2回	7月・1月	—	—	

※保守点検及び検定期間は上記のとおり予定するが、詳細は監督官と調整の上、決定する。
 ※測定装置の更新等により、測定装置が変更となる場合がある。

消耗品交換 予定数量一覧表

名称	品名・規格	数量	備考
① 全天候ウインドスクリーン	WS13S020又は同等品	43 個	NA-37, NA-39A用
② インナーキャップ	WS130020又は同等品	43 個	NA-37, NA-39A用
③ 識別用マイクロホン	UC52B000又は同等品	7 個	NA-37, NA-39A用
④ 識別用スクリーン (防水キャップ含む)	AN23101A又は同等品	172 個	NA-37, NA-39A用
⑤ 集塵フィルタ	WS130180又は同等品	40 個	NA-39A用
⑥ 外部バッテリー	PE12V17又は同等品	10 個	NA-37, NA-39A用
⑦ 内部バッテリー	PE12V0.8W3又は同等品	21 個	NA-39用
⑧ 内部バッテリー	NP2.3-12又は同等品	1 個	NA-37用

※測定装置の更新等により数量が変動する場合がある。

2. 航空機騒音監視システム

名称	品名・規格	数量	備考
① 無停電電源装置用バッテリー	RBC48L又は同等品	1 個	サーバーPC (定期交換)

航空機騒音データ収集装置保守点検基準

(NA-37 型の保守点検基準)

第 1 騒音計部 (NA-83)

1 性能点検

- (1) 内部校正発信器による校正。

騒音計の CAL Method : MIC, Freq.Weight:C, Wind Screen:OFF, Calibration:ON にて、騒音計レベル表示は 114dB になるように CAL ボリュームを調整する。

- (2) マイクロホンを含めた騒音計レベル校正。

騒音計を CAL Method : MIC, Freq.Weight:A, Wind Screen:OFF, Calibration:OFF にて、1kHz の音響校正器にて、所定の値を示すこと。

- (3) 各周波数の内部音響校正レベル確認

騒音計の Freq. Weight:Z, Calibration を ON にて、デジタル表示にて、各周波数 (250Hz, 500Hz, 4KHz) の内部音響校正音源レベルを確認する。

- (4) ヒーター電流の確認をする。

- (5) デジタル表示直線性試験

90dB を基準とし、デジタル表示の直線性を測定する。

- (6) DC OUT 直線性試験

90dB を基準とし DC OUT の直線性を測定する。

- (7) AC OUT 試験

デジタル表示 90dB、AC GAIN が 110dB の時の出力電圧を測定する。

- (8) 周波数特性試験

A 特性における 31.5Hz, 1KHz, 8KHz の信号を加えて周波数特性を測定する。

- (9) 動特性試験

入力に継続時間 0.5 秒の信号を入れて SLOW の動特性を測定する。

2 各部点検

- (1) マイクロホン部

ア 取付け状態

マイクロホン、スタンド、接続コードが危険なく完全に取付けられており、風等の影響にてコード等が乱れないかの確認。

イ 全天候防風スクリーン

取付け状態の確認及び損傷、ゴミの付着がないこと。

- (2) 騒音計部

ア 測定状態にして表示レベルで監視した時、暗騒音時のレベル変動と大きい信号レベル変動の動作状態を把握し、騒音計動作を判断する。

イ CLA Method : MIC, ACOUSTIC, INTERNAL の切り替え動作確認

ウ Auto Check Mode : ON/OFF の切り替え動作確認

エ Auto Check Time : 時刻設定の確認

オ Check Level : 設定値の確認

カ Check Tolerance : 設定値の確認

キ Check Frequency : 250、500、1K、4KHz の切り替え動作確認

ク Freq. Weight : A, C, F の切り替え動作確認。

ケ Time Const : S (Slow), F (Fast) の切り替え動作確認

コ Digital Gain : 90、110、130dB の切り替え動作確認

サ Signal out : AC, DC の切り替え動作確認

シ MS-11 : ON/OFF の切り替え動作確認

ス Wind Screen : ON/OFF の切り替え動作確認

第2 音響識別部 (AN-37)

- 1 防風スクリーン
取り付け状態の確認及び損傷、ゴミの付着がないこと。
- 2 マイクロホンの方向
上下、方位の向きの確認。
- 3 識別マイクロホン感度の確認
識別マイクロホンに音響校正器 (NC-74) を取付け、X,Y,Z の感度を測定する。
- 4 識別パターンの確認
航空機が飛来したとき、相関パターンは正常であること。

第3 電波識別部 (AN-37R)

- 1 電波受信
Packets、Mode S、Mode A/C の瞬時値が更新されることを確認する。
- 2 設定値の確認
AN-37R に用いる設定値を確認する。

第4 データ処理部

- 1 内部メモリ
 - (1) メモリの読み込みと書き込みの確認
 - (2) DATA ビューの確認
- 2 LCD
RED 画面、GREEN 画面、BLUE 画面の表示
- 3 DATE TIME
カレンダー・時刻の確認と修正
- 4 LCD RIGHT
LCD バックライトの ON/OFF 動作確認
- 5 INDEX No.
機器番号の表示
- 6 バージョン
各プログラムのバージョン確認

第5 通信部

- 1 USB メモリ
実際にデータをコピーできることを確認する。
- 2 シリアル
 - (1) 設定値の確認
 - (2) シリアルインタフェースの確認

第6 その他

- 1 電源部
 - (1) バックアップ用電池充電電圧を確認する。
 - (2) バックアップ用電池電圧を確認する
 - (3) AC 100V の供給電圧を測定する。
 - (4) AC 100V を抜いた時に停電補償され、動作は正常であることを確認する。
 - (5) バッテリーの経過日数を確認する。
- 2 ランプ
CHARGE ランプ、POWER ランプの確認。
- 3 接続コード
AC コード、マイクロホン接続コードが確実に接続され、接続コネクタ内部の腐食等がないことの確認。
- 4 キュービクル
損傷及び錆等がないことの確認をする。

5 掃除

全体の掃除をする。

第7 設定状態の確認

最終に各測定点の設定確認、記録をとる。

(NA-39A 型の保守点検基準)

第1 騒音計部点検

- 1 外部校正音源による校正
音響校正器の出力レベルに対し、測定値が許容範囲内であることを確認し、表示レベルを音響校正器の出力レベルに調整する。
- 2 マイクロホン内蔵音源による動作確認
マイクロホン内蔵音源にて、各周波数（1kHz、250Hz、500Hz、4kHz）の測定値が許容範囲内であることを確認する。
- 3 マイクロホンヒータ電流
マイクロホンヒータ電流が許容範囲内であることを確認する。
- 4 直線性誤差
レベル表示の直線性誤差が許容範囲内であることを確認する。
- 5 周波数特性
周波数特性 A 特性及び C 特性における、各周波数（31.5Hz、8kHz）の測定値が許容範囲内であることを確認する。
- 6 立ち上がり特性
時間重み付け特性 FAST 及び SLOW における、バースト信号に対する最大値が許容範囲内であることを確認する。
- 7 交流出力
交流出力電圧が許容範囲内であることを確認する。
- 8 マイクロホン部
 - (1) マイクロホン取付状態
マイクロホンの取付状態に異常がないこと、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
 - (2) 全天候ウインドスクリーン
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
 - (3) インナーキャップ
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
 - (4) 集塵フィルタ
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
 - (5) Oリング
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。

第2 音到来方向識別装置部点検 (AN-39D)

- 1 動作確認
 - (1) 仰角、方位角情報が表示されていることを確認する。
 - (2) 暗騒音時の各識別マイクロホンのレベルを確認する。
- 2 識別マイクロホン感度
音響校正器の出力レベルに対し、各識別マイクロホン（基準、X 軸、Y 軸、Z 軸）の測定値が許容範囲内であることを確認する。
- 3 識別マイクロホン取付状態
取付状態に異常がないこと、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
- 4 識別マイクロホン方位
識別マイクロホンの方位が正常な方位であることを確認する。
- 5 識別スクリーン
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。
- 6 防水キャップ
劣化、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。

第3 SSR受信装置部点検 (AN-39R)

- 1 動作確認
SSR情報が表示されていることを確認する。
- 2 SSRアンテナ取付状態
取付状態に異常がないこと、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。

第4 気象観測装置部点検

- 1 動作確認
気象情報が表示されていることを確認する。
- 2 センサー取付状態
取付状態に異常がないこと、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。

第5 GPS部点検

- 1 動作確認
位置情報が表示されていることを確認する。受信衛星個数を確認する。
- 2 GPS日時
GPS日時、時差補正日時が正常であることを確認する。
- 3 GPSアンテナ取付状態
取付状態に異常がないこと、損傷、ゴミの付着がないことを確認する。

第6 通信部点検

- 1 LAN通信
LAN通信が正常に行えることを確認する。
- 2 モデム通信
モデム通信が正常に行えることを確認する。

第7 データ記録部点検

- 1 測定データ記録
各測定データ (Level、L100ms、SAD、1/3Oct、SSR、Audio) が記録されていることを確認する。
- 2 SDカード
SDカードの状態を確認する。

第8 電源部点検

- 1 AC電源
(1) AC電源電圧が許容範囲内であることを確認する。
(2) AC Powerランプの点灯動作が正常であることを確認する。
- 2 DC電源
DC電源電圧が許容範囲内であることを確認する。
- 3 外部バッテリー
(1) 外部バッテリー充電電圧が許容範囲内であることを確認する。
(2) AC・DC電源を抜いた時に正常に動作することを確認する。
(3) 外部バッテリー電圧が許容範囲内であることを確認する。
- 4 内蔵バッテリー
(1) 経過日数が最大3年以内であることを確認する。
(2) 外部電源を抜いた時に正常にシャットダウンすることを確認する。

航空機騒音監視システムの保守点検基準

第1 パソコン本体部

- 1 本体内部の機器の接続及び埃・汚れの確認
 - (1) 本体内部の接続機器に接触不良が無いこと。
 - (2) 本体内部、本体に取り付けられている冷却用のファンやフィルタに、埃や汚れが無いこと。
- 2 DVD-ROMドライブの動作確認
 - (1) パソコンがDVD-ROMドライブをドライブとして認識していること。
 - (2) ドライブのデータの読み込み、書き込み動作が正しく行われること。
- 3 ハードディスクの動作確認
 - (1) スキャンディスク、デフラグの実行において、エラーがある場合は修正され、正常に終了すること。
 - (2) 空き容量が十分にあること。
- 4 コンピュータの時刻校正
 - (1) パソコン内部の時計が時報と比べ±5秒以内であること。

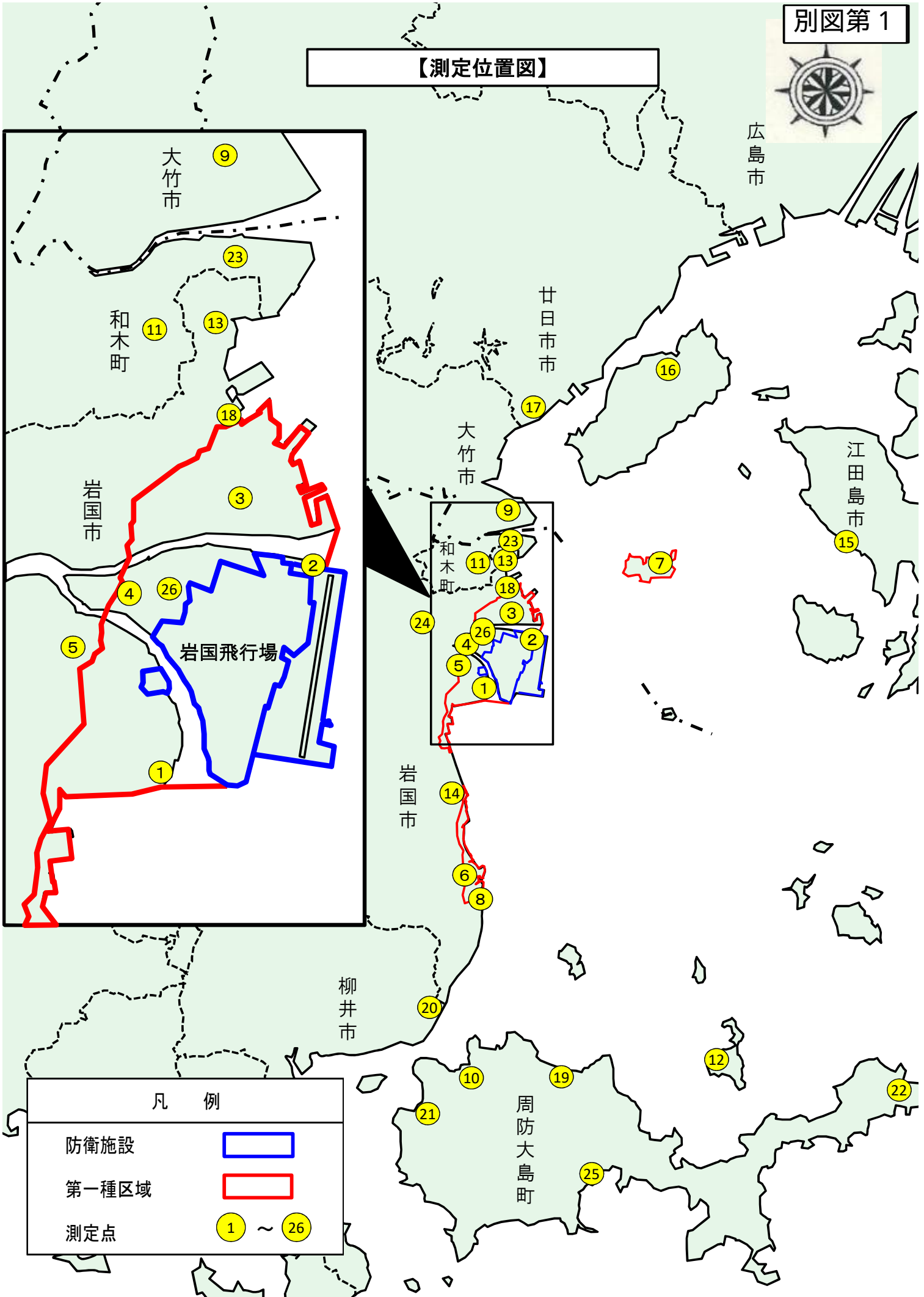
第2 外部接続機器の動作確認

- 1 HDドライブ及びPCカードリーダーの動作確認
 - (1) パソコンが、HDドライブ、PCカードリーダーをドライブとして認識していること。
 - (2) HDドライブ、PCカードリーダーのデータを読み込み、書き込み動作が正しく行われること。
- 2 UPS（無停電電源装置）の動作確認
 - (1) UPSのコンセントを抜き、電源がバックアップされていること。
 - (2) UPSのコンセントを抜いている時、停電時のメッセージ等がパソコンの画面に表示され、UPSの警報音が鳴ること。
- 3 プリンタの動作確認
 - (1) テストページが正しく印刷されること。

第3 航空機騒音監視システム

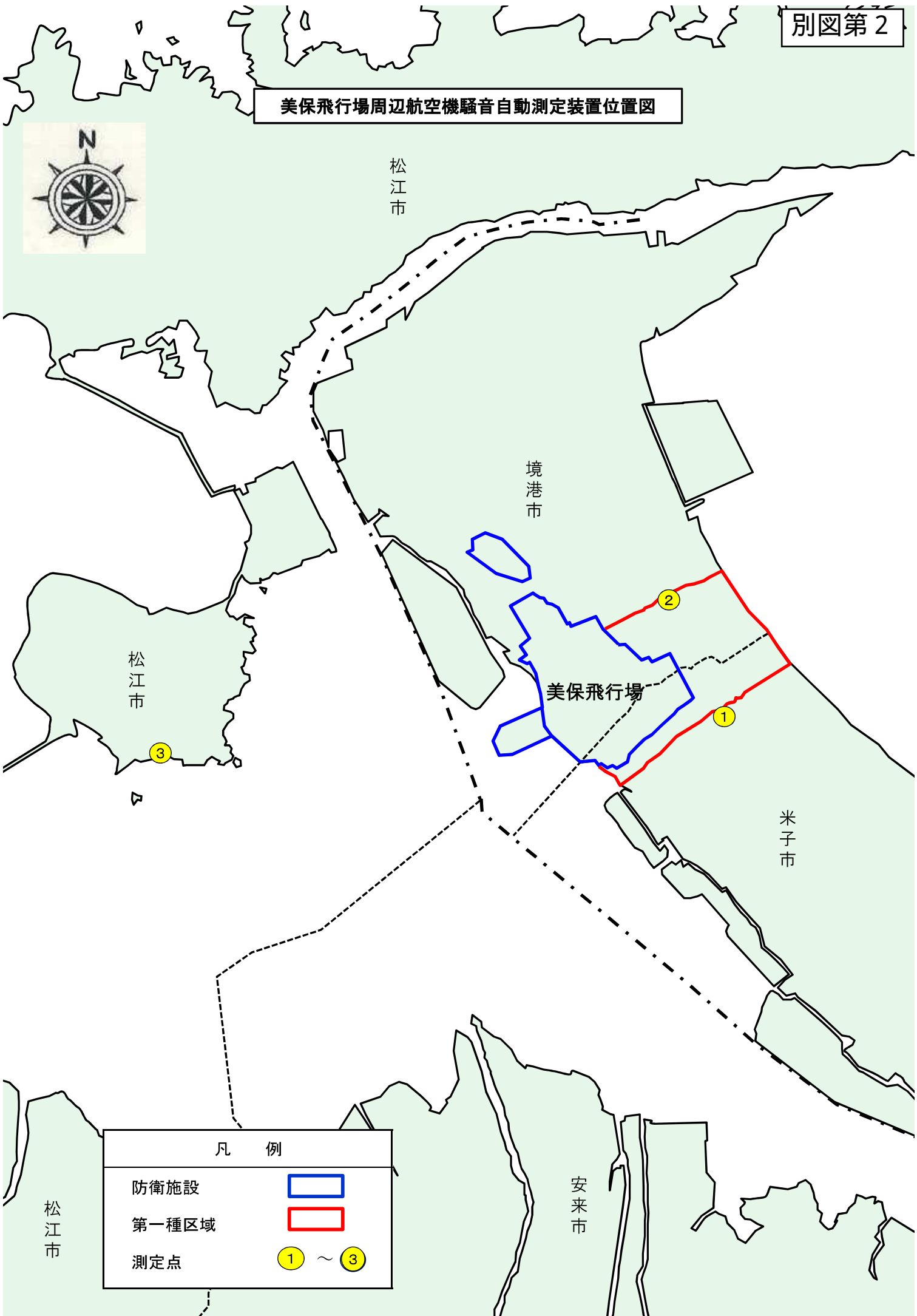
- 1 各観測点との通信確認
 - (1) システムメンテナンス機能の「時計データ」機能で、各観測点において最後に通信が正常に行われている日が、メンテナンスの実行日であること。
 - (2) システムメンテナンス機能の「測定器動作テスト」機能で、各観測点に設置されている騒音計の瞬時値が表示されること。
 - (3) 通信ステータス等において、問題のあるメッセージがないこと。
- 2 収集データの確認
 - (1) 上空音、非上空音の判定が正しく行われていること。
 - (2) 日報集計がメンテナンスの実行日まで、正常に行われていること。
- 3 起動確認
コンピュータ再起動時にソフトウェアが自動的に立ち上がること。

【測定位置図】



凡 例	
防衛施設	
第一種区域	
測定点	1 ~ 26

美保飛行場周辺航空機騒音自動測定装置位置図



松江市

境港市

松江市

美保飛行場

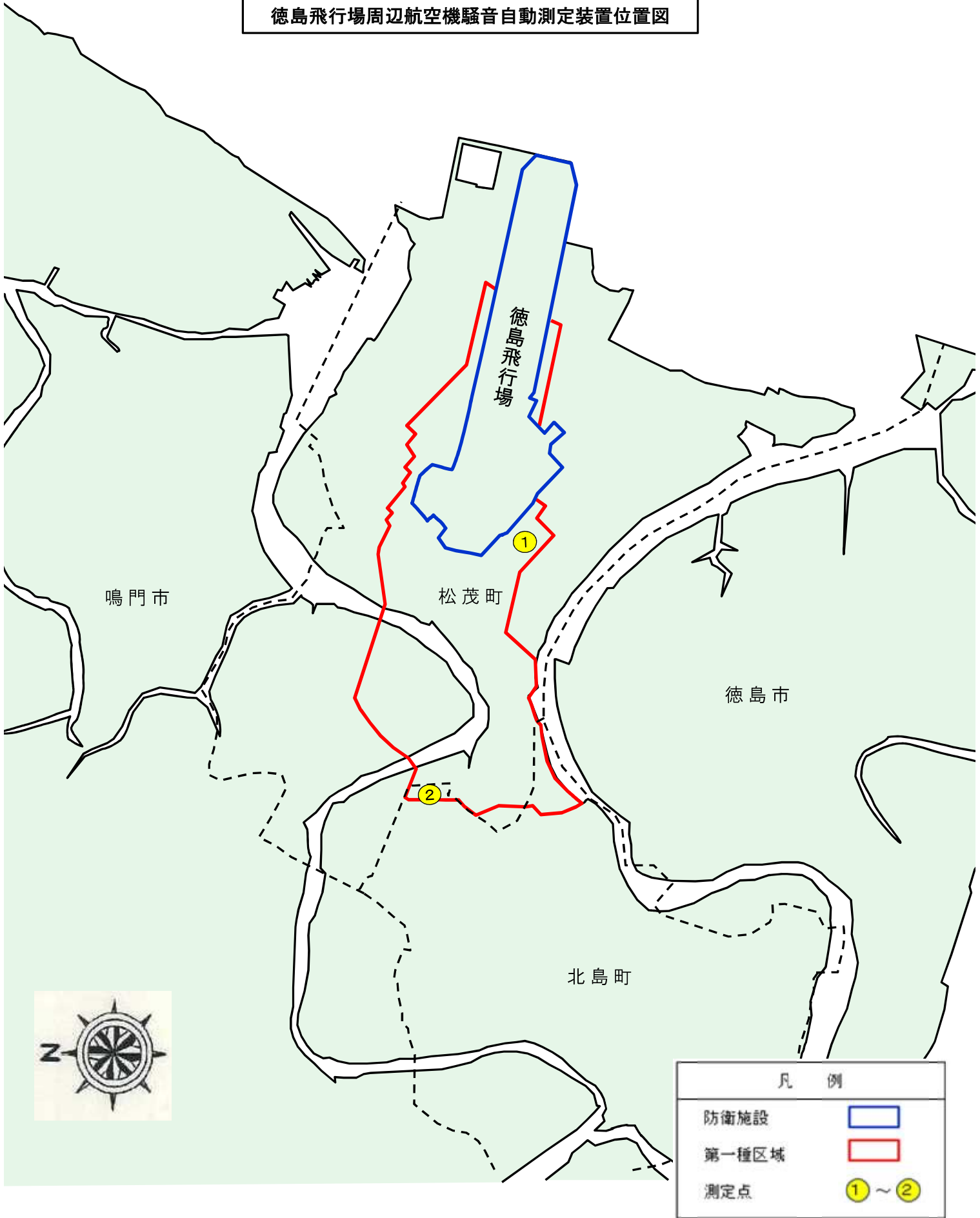
米子市

安来市

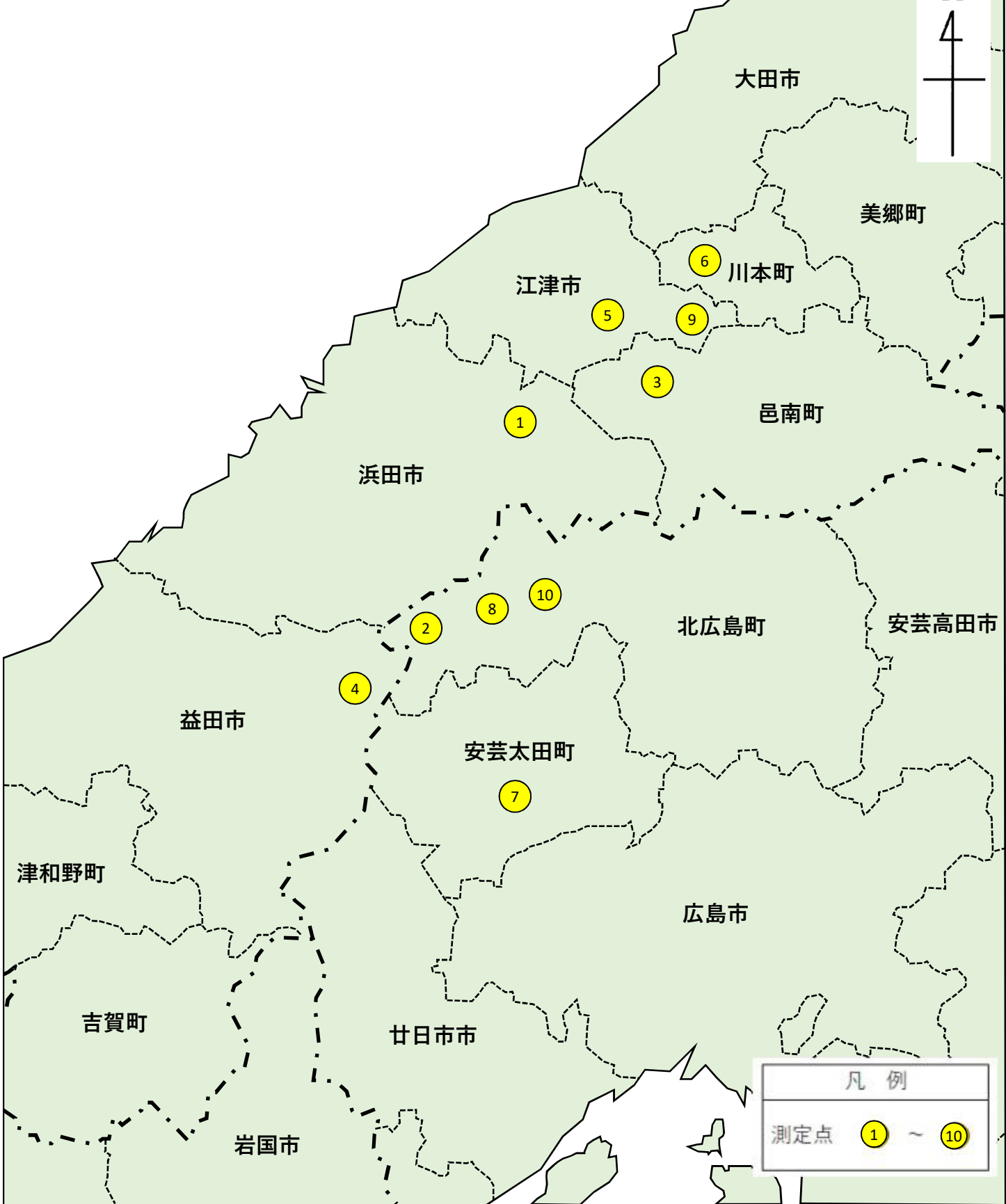
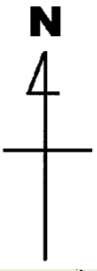
松江市

凡 例	
防衛施設	
第一種区域	
測定点	~

徳島飛行場周辺航空機騒音自動測定装置位置図

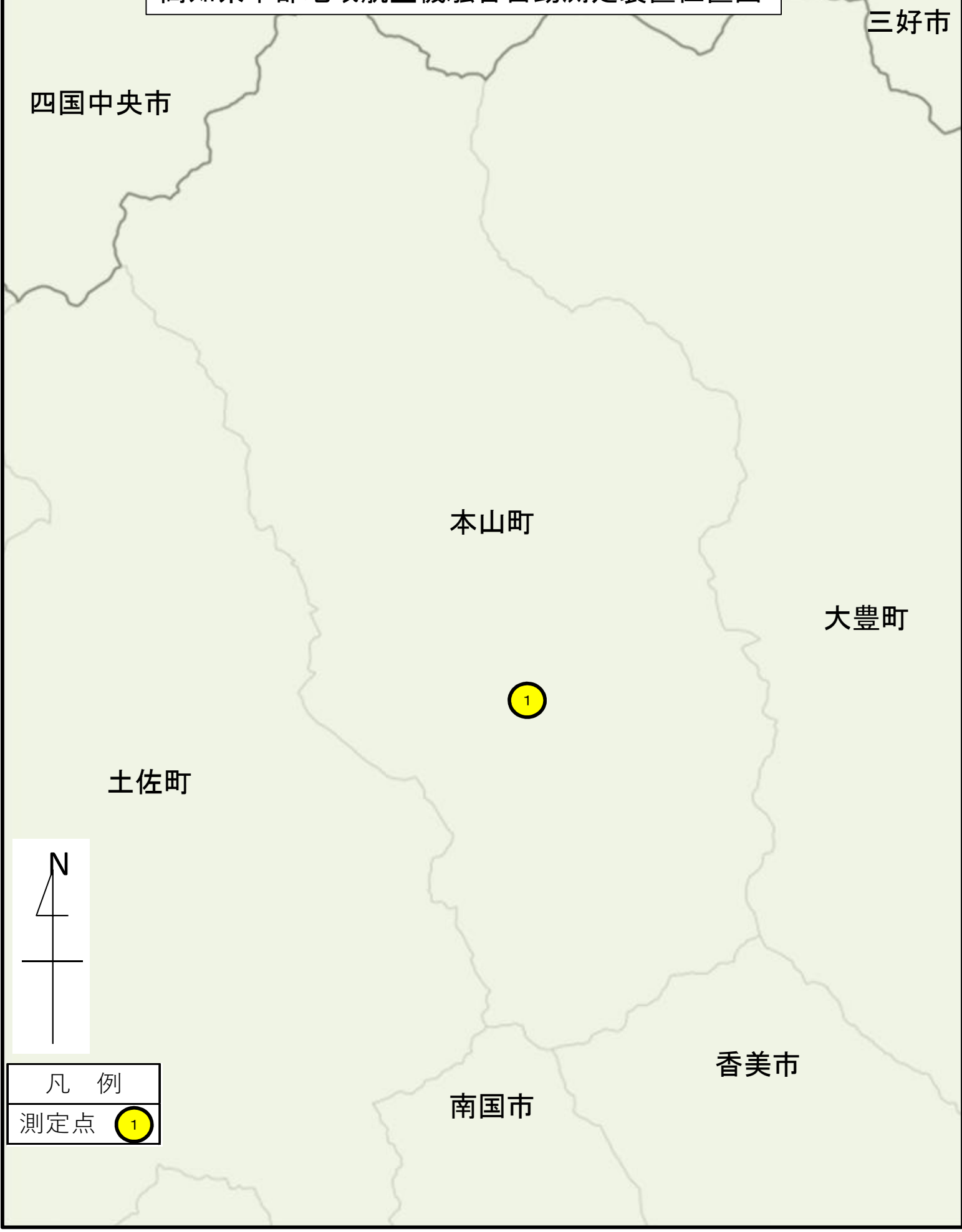


島根県西部及び広島県西部地域航空機騒音自動測定装置位置図



凡例	
測定点	① ~ ⑩

高知県中部地域航空機騒音自動測定装置位置図



三好市

四国中央市

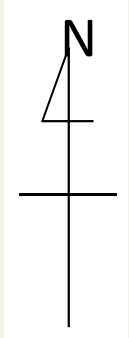
本山町

大豊町

土佐町

香美市

南国市



凡 例
測定点 

鋼管柱交換作業規格概要図

